

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版

令和5年1月4日

公益社団法人全国公立文化施設協会

【目次】

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの位置づけ	1
3. 感染防止のための基本的な考え方	2
(1) 劇場、音楽堂等に関わる主体	
(2) 「三つの密」の回避	
(3) リスク評価	
4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策	4
5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策	5
(1) 来場者に向けた周知・広報	
(2) 従事者に関する感染防止策	
(3) 施設内での具体的な感染防止策	
(4) その他、施設内での感染防止策	
6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策	8
(1) 事前調整	
(2) 客席の配席（収容率）	
(3) 公演関係者に関する感染防止策	
(4) 来場者に関する感染防止策	
(5) 会場内での感染防止策	
(6) その他、物販等	
7. 感染拡大への防止策	11

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、その発生から既に2年半以上が経過し、医療的な知見の蓄積やワクチン接種の複数回の進展により、一定程度の重症化抑止が図られて来ています。また、社会、経済活動の再開も求められることなどから、国では更なる行動制限の発出には慎重な対応が取られています。一方で、感染力の強いオミクロン株 BA.5 等による第7波の感染拡大もあり、引き続き感染防止策の継続が求められています。

全国の劇場・音楽堂等公立文化施設は、基本的な感染防止策を継続した上で、社会・経済活動と感染防止を両立させた新しい生活様式・スマートライフと共存し、地域の文化拠点としての役割を果たしていく必要があります。

2. 本ガイドラインの位置づけ

令和2年5月14日付けで発した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン」は、当時、緊急事態宣言により施設閉鎖や公演中止が続く中で、施設や公演を再開するために必要となる劇場、音楽堂等に適応した感染防止策を示したもので、そ

の後も感染状況に応じた改定を進めてきました。なお、改定にあたっては、基本的には従来の防止策を踏襲しつつ、新たな知見や状況を踏まえた対応策等を盛り込みました。

全国の劇場、音楽堂等は設置主体や運営形態、施設の性格や規模の違いなど多様であり、施設によっては独自の防止策を定めることも必要となります。また、防止策に係る負担や予算等によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと想定されます。しかしながら、本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を可能な限り実施した上で、施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれで感染防止の取組として実施してください。

また、本ガイドラインは、クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合う関係であり、必要に応じて参照していただき、感染防止の取組を的確に講じてください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 劇場、音楽堂等に関わる主体

劇場、音楽堂等は、以下の多様な主体が関わり各種の公演又は催事等（以下「公演」という。）が行われる施設です。

- 設置者：劇場、音楽堂等の当該文化施設（以下「施設」という。）を設置した自治体等
- 施設管理者：公演の会場（以下「会場」という。）を含む施設全体を管理する事業者
- 従事者：当該施設の管理・運営に従事する者（委託等の事業者を含む。）
- 公演主催者：公演を主催し、当該施設の会場を利用する事業者
- 公演関係者：公演の開催に携わる出演者及びスタッフ（公演主催者を除く。）
- 来場者：公演を鑑賞等するために施設に来場する者

設置者は、地域の感染状況や各都道府県において示される対応指針に基づきながらも、一律的な利用等の制限が及ぼす地域の社会活動や文化活動への影響も踏まえ、施設の感染防止状況や公演等の内容に応じ、施設管理者とも協議の上でリスクを適正に評価し施設の利用方針を定めてください。また、利用等の制限による補償や発生する費用等の負担割合等を定めてください。

施設管理者（設置者である場合を含む。）は、設置者と協議した施設の利用方針に従い、施設の規模や特性、予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等のアドバイスも参考にし、利用の継続・制限や感染防止等の対応策を計画してください。

その上で公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、公演関係者、来場者への感染を防止するため、限られた資源（予算・人）を効率的に配分し、感染者が発生した場合も想定したうえで、必要となる措置を効果的に講じていただく必要があります。

(2) 「三つの密」の回避

劇場、音楽堂等は、感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。それぞれの施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- 密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）
- 密集場所（多くの人々が密集する場所がある）
- 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場所がある）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(3) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる必要があります。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演等については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。

また、各都道府県が指定する規模の公演等については、事前に相談・届け出等の対応を行うとともに、各都道府県において示されている対応方針とリスク評価(③④)に基づき、実施の可否や開催方法等について、その影響と補償等も含めて判断する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が頻りに触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。

② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

施設における換気状況を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者

相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、「大声」での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価します。

（「大声」とは、「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義されています。）

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況等のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響について評価します。

4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドライン等に従った取組を行う旨、ホームページ等で公表してください。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通となります。

- 必要回数のワクチン接種の推奨
- 施設内でのマスクの着用
 - マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの励行
- 大声を出さないこと、咳エチケットの励行
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の徹底（来場者を除く）
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（ペットボトル等を除く）
- 各自で検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - 咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

- 検温時の高い発熱の目安としては、37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い場合が該当します
- 陽性とされた者との濃厚接触がある場合

5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じてください。また、必要に応じて防止策を統括する従事者を指定し、個々の措置を実行できる人的体制を整備してください。併せて、感染防止に必要な物品の調達・確保や人的体制の整備に必要な新たな費用や負担について、設置者と事前に協議してください。

(1) 来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることを施設のホームページや会報誌等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知してください。

- 発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時の来館控え
- 施設内でのマスク着用
- 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- 入館時の手指の消毒や施設内での手洗い
- 施設内での社会的距離の確保

(2) 従事者に関する感染防止策

① 勤務管理

- 本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底してください。
- 執務エリアの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤など、ジョブローテーションを工夫してください。特に基礎疾患がある者や妊婦には配慮が必要です。
- 従事者は、普段から健康観察アプリなどを活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控え、勤務管理者に連絡してください。
- 執務エリア（含む休憩室、飲食施設、ショップ等）では空気調和設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて新たに換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。その際、人の配置・配席や風向きによる飛沫の飛散等を事前に十分考慮してください。なお、自然換気については、扇風機・サーキュレーターを

窓や扉に向けて用いることも効果的です。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度 1000ppm 以下を保ってください。

- また、同エリアでも事務用品等の共用は避けるとともに、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の一定の距離が保てるよう努めてください。また、遠隔会議システムも活用してください。
- ユニフォームや作業着はこまめに洗濯してください。
- 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えてください。
- ワクチン接種の推奨に向けて、接種時や副反応時の職務専念義務免除など環境整備を検討してください。
- 一方で、ワクチン接種を強制したり、未接種者が自らの行動抑制を過剰に図ったり、不利益を被ったりしないように配慮してください。

(3) 施設内での具体的な感染防止策

① 接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、手指消毒や手洗いの励行を行ってください。

- 施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
- 施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- 貸館受付窓口や飲食店等では、キャッシュレス決済を推奨します。また、貸館受付では対面以外の電話・FAX・WEB等の活用を推奨ください。
- 会場のクローク機能については、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

② 飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、長時間の会話の抑制を図ってください。

- 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知してください。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来館者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うこと等により着用を促してください。
- 病気や障害によりマスクの着用等が困難な来館者への対応については、国や自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮してくだ

さい。一方で、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討ください。

参考「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html（厚生労働省）

- 施設内（チケットセンター、ショップ等）では、一定の間隔を空けた整列を促してください。
- 対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等では、換気に注意したうえで取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

劇場、音楽堂等の公演会場における空気調和設備の機能や方式は、施設形態や建設年代により様々ですが、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ってください。

- 専門事業者による空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能に基づいて、可能な限りの換気量を確保してください。
- 施設内は、空気調和設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。
- 楽屋や会議室等においては、換気を目安として二酸化炭素モニターの使用（概ね濃度 1000ppm 以下）も有効です。

(4) その他、施設内での感染防止策

① チケット窓口

- オンラインチケット化を推奨します。

② 飲食施設（付属飲食スペース）、ショップ等

- 混雑時は必要に応じて入場を制限してください。
- 飲食施設やショップ等の入口に適切な消毒液を設置してください。
- 飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知してください。
- 飲食施設に関わる従業員は、特に不織布マスクの正しい着用と手指消毒を徹底してください。
- 会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにしてください。

なお、飲食施設においては、業種別ガイドラインの内、外食業の事業継続のためのガイドラインも参照してください。

③ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底してください。
- 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとします。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
- 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けた利用としてください。
- 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。
- 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。
- なお、高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることで、水平距離で2m程度（最低でも1m）を確保するよう努力してください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（概ね基準 1000ppm 以下）を活用ください。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに、関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者については、必要回数ワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。

- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、また場内アナウンスやメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- 都道府県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒をしてください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりませんが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも大声での会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。

ただし、開場・休憩時間の隣席との会話や、本番中の笑い声や一時的な発声は、「大声」にはあたらないため、必要以上に制限を行わないように留意ください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- 感染リスクが高まるような演出（反復・継続的に声援を求める 等）は控えてください。
- 来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- 施設内ではマスク着用を基本とし、未着用来場者に対しては配付や販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には大声での会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での長時間の会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促してください。
- 会場（客席）内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので極力控えてください。

(6) その他、物販等

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。
- オペラグラス等の貸出物について消毒を行うとともに、消毒が行えない場合は貸し出しを控えてください。

7. 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には必要に応じて保健所等の公的機関による聞き取りに協力してください。

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に各都道府県において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良の場合には出勤や公演参加を控えようとしてください。その上で、発熱などの症状が出た場合には、必要となる検査を行って罹患状況等を確認し、国や自治体等の対応指針等に添って対応をしてください。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。
- また、感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。

本ガイドラインの策定にあたっては、関係省庁及び専門家の助言をいただきました。

令和2年5月14日初版策定
令和2年5月25日一部改定
令和2年9月18日改定
令和3年10月15日改定
令和4年9月20日改定
令和4年10月31日改定

以上